

第7回岐阜地方裁判所委員会・第6回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成18年6月9日（金）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

岐阜地方・家庭裁判所法廷棟予備室・第7号法廷

3 出席者

（地裁委員会）

大野嘉弘委員，片山俊雄委員，斎藤茂委員，島谷信子委員，鈴木雅雄委員，土屋哲夫委員，野村克之委員，藤澤隆子委員，松井逸朗委員，向井一比古委員，山崎寿美枝委員（五十音順）

（家裁委員会）

荒井秀太郎委員，片山俊雄委員，坂田正己委員，下澤悦夫委員，高木美智子委員，田口由紀男委員，畑良平委員，吉田和子委員，鰐部昌子委員（五十音順）

（事務担当者）

立川地裁事務局長，小川家裁事務局長，堀部刑事首席書記官，市村首席家裁調査官，高橋家裁首席書記官，廣瀬地裁総務課長，安井家裁総務課長

4 議 事

（1）新委員の紹介

（地裁委員会）中村孝委員，野村克之委員，向井一比古委員

（家裁委員会）荒井秀太郎委員，田口由紀男委員，堀聡郎委員

（2）委員長選任

地家裁委員会とも片山俊雄委員（岐阜地方・家庭裁判所長）を選任

（3）委員長代理の氏名

（地裁委員会）土屋哲夫委員（岐阜地方裁判所裁判官）を指名

（家裁委員会）下澤悦夫委員（岐阜家庭裁判所裁判官）を指名

（4）委員長あいさつ

（5）模擬裁判及び評議

模擬裁判記録に基づき，地家裁委員が裁判員役となって実施（裁判官委員は

裁判官役を，検察官委員は検察官役を，弁護士委員は弁護人役をそれぞれ担当)

(6) 意見交換

テーマ「裁判員裁判の審理について」

委員から出された意見等は別紙記載のとおり（○は一般の委員，□は裁判官委員）

なお，「地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京），司法改革大阪各界懇談会（大阪）」と称する団体からのアンケートへの回答は留保することにした。

(7) 次回の意見交換のテーマについて

（地裁委員会）「裁判員制度に関する広報活動等について」

（家裁委員会）「家事調停事件の充実について」

(8) 次回期日

地家裁委員会とも後日決定

(9) 本日の議事概要について

委員会終了後，報道機関に公表し，裁判所のホームページに掲載する。

(別紙)

委員から出された意見等

- 裁判員制度が導入されると、直接主義（口頭主義）になるという報道を耳にしたが、本日の模擬裁判の尋問の中で出てきた供述調書はなくなるのか。
- 供述調書がなくなることはない。裁判員が法廷で聞いていても分かるように、法廷で朗読されることになる。公判前整理手続を実施して、供述調書も必要最小限の数通の提出やまとまった供述調書の提出ということになってくると考える。
- いきなり口頭で述べられても、耳で聞いているだけでは理解できなかったり、ちょっと考えていると、次に進んでしまっついていけないことがあった。画面（映像等）で示して欲しい。
- 分からないところは繰り返したり、書類や画面で見せる工夫をしていくことになる。
- 刑の減軽の場合、「有期の懲役又は禁錮を減軽するときは、その長期及び短期の2分の1を減ずる。」というの、どういう意味か。
- 上限も半分、下限も半分にして、その範囲で量刑を決めることになる。こういうことは、評議の際に、裁判官から説明がなされる。
- 執行猶予が取り消されるのは、どういう場合か。
- 執行猶予期間中に犯罪を犯したとき、罰金刑に処せられた場合は通常取り消されないが、禁錮刑や懲役刑に処せられた場合は、前の執行猶予は取り消されることになる。
- 弁護人は検察官のように求刑しないのか。
- 通常は、求刑はしない。本日の模擬裁判では、執行猶予付きの判決が相当であるという前提で、弁護人による弁論が行われた。そのためには、懲役3年以下の量刑が必要となる。
- 裁判員制度が導入されるのは、刑事裁判のみか。
- 刑事裁判だけである。
- 本日の模擬裁判は、判断しやすいものであったが、現実には、判断の難しい事件がたくさんあると思う。取調での自白調書が、公判で異議を申し立てられてい

ることが増えていると聞いている。取調の信憑性をどう担保するのか。報道によると、取調状況の可視化（録音、録画）が検討されていると聞いているが、そのようになるのか。

- 検察庁では、一部必要なものについて、取調の録音を考えている。全部録音するということではない。試行してみるということで、役立てばやることになるが、役立たないときは止めになる。録音録画をすることが決定しているのではない。
- 自白調書の証拠採用に異議が申立てされたら、その調書はどうなるのか。
- 裁判官らが判断することになるが、異議を正当と認めたときには、その調書自体を証拠として採用しないことになる。
- 裁判員制度導入の一番のねらいは何か。
- 一般国民の意見を裁判に反映させて、分かり易くて、迅速なよりよい裁判がなされることを目的としている。
- 裁判が短くなると、危険を伴うように感じる。
- 短くするのは、裁判員として加わる国民に負担にならないようにするためである。